家庭																		看護											
生活産業基礎	生活産業情報	消費生活	子どもの発達と保育	子ども文化	生活と福祉	リビングデザイン	服飾文化	ファッション造形基礎	ファッション造形	ファッションデザイン	フードデザイン	食文化	調理	栄養	食品	食品衛生	公衆衛生	基礎看護	人体と看護	疾病と看護	生活と看護	成人看護	老年看護	精神看護	在宅看護	母性看護	小児看護	看護の統合と実践	看護情報活用

情報										福祉						
情報産業と社会	情報の表現と管理	情報と問題解決	情報テクノロジー	アルゴリズムとプログラム	ネットワークシステム	データベース	情報メディア	情報デザイン	表現メディアの編集と表現	社会福祉基礎	介護福祉基礎	コミュニケーション技術	生活支援技術	介護過程	こころとからだの理解	福祉情報活用

附　則

この告示は、平成二十二年六月一日から施行し、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）に基づき教科用として編修された図書の検定の申請から適用する。ただし、高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示五十八号）に基づき教科用として編修された図書の検定の申請については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第八十四号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第四条第二項の規定に基づき、平成二十二年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる教科用図書の種目及び期間を次のとおり定める。

平成二十二年五月十四日　　文部科学大臣　川端　達夫

高等学校用教科用図書（高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）に基づき教科用として編修された図書をいう。）

一　受理種目

教科		受理種目
各学科に共通する各教科	数学	数学Ⅰ
		数学Ⅱ
		数学A